はじめに

社会福祉法人　全国盲ろう者協会

　この調査は、２０１９年４月現在において全国で行われている「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」並びにその他の盲ろう者向け関連事業について調査したものです。また、調査対象は、これらの事業を各都道府県（政令指定都市、中核市を含む。以下同じ）から受託している派遣事務所や盲ろう者友の会などです。

　大変お忙しい中、毎年、快くこの調査に応じていただいている皆様には、厚く御礼申し上げたいと思います。

　当初、当協会の自主事業として始められた盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業や養成事業は、やがて地方公共団体の独自施策としても行われるようになり、２０１３年度には、障害者総合支援法に定める都道府県地域生活支援事業の「必須事業」として位置づけられました。また、２０１８年度には、この地域生活支援事業による派遣事業とあわせて、個別給付事業である同行援護事業の中で、盲ろう者の移動支援や意思疎通支援を行う新しい制度的枠組みが施行されたところです。ただ、同行援護事業については、現在のところ、全国的に盲ろう者の利用状況を把握するための制度的な仕組みが整備されていないことから、今回の調査においては、これまでどおり地域生活支援事業による派遣事業だけを対象としておりますので、ご留意いただきたいと存じます。

　この地域生活支援事業による盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の利用者は、毎年、着実に増加してきておりますが、全国に１万４千人以上いると見込まれる盲ろう者の中では、その１割にも満たない状況です。盲ろう者は絶対数が少なく、自ら情報を得ることも非常に困難であるため、家庭や施設の中で「閉じこもり」状態となっている盲ろう者を把握し、派遣事業の利用につなげていくための積極的な取り組みが求められています。今回の調査においては、そのような先駆的取り組み（いわゆる「盲ろう者の掘り起こし」）の事例も、いくつか報告されております。各都道府県においては、このような取り組みを含めて、派遣事業を一層拡充していくことが大いに期待されるところです。

　また、今後、全国的な普及が期待される盲ろう者向けの同行援護事業においても、実際に盲ろう者の支援を担うのは、盲ろう者向け通訳・介助員であることを踏まえると、盲ろう者向け通訳・介助員養成事業については、盲ろう者支援の専門人材の確保という意味で、その必要性は益々高まっているといえます。

　本調査報告書が、このように新たな展開を迎えている盲ろう者関係事業の一層の推進のために、有効に活用されますことを祈念いたします。